

東京都北区身体障害者訪問入浴サービス経費補助事業実施要綱

18北福障第1109号

平成18年9月22日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅における入浴サービスについて、予算の範囲内において補助金を交付することにより、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 補助金は、次に掲げる身体障害者であって家族又は同居人（以下「家族等」という。）の介助のみによっては入浴が困難なものに対して交付する。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）1級又は2級の肢体障害者
- (2) 身体障害者手帳1級又は2級の体幹機能障害者

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は訪問入浴サービスの対象としない。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定の結果が要介護の者
- (2) 伝染性の疾患にかかっている者
- (3) 心臓又は血管系統の疾患により入浴が不適當な者
- (4) 入浴について医師の了解が得られない者
- (5) 入浴に際し介助に当たる家族等がない者
- (6) その他訪問入浴サービスを実施することが困難又は不適當と認められる者

(対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、訪問入浴サービスに係る経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第11条の規定により算定した1月分の利用料金から東京都北区地域生活支援事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第835号）第8条第1号に規定する利用者が属する区分ごとの利用者負担額（ただし、この額が第11条の規定により算定した1月分の利用料金の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を差し引いた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、医師の了解を得るとともに、東京都北区地域生活支援事業補助申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号）別記第5号様式）に承諾書（別記第1号様式）を添付の上区長に提出するものとする。

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を東京都北区地域生活支援事業補助交付決定（申請却下）通知書（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号）別記第6号様式）により申請者あて通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は、申請者あて地域生活支援受給者証（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号）別記第7号様式）を交付する。

(サービスの支給回数)

第8条 補助金を交付するサービスの実施回数は、年間52回、1週間1回以内とする。

(サービス支給決定の取消)

第9条 区長は、第7条の規定により入浴介助費の補助決定を受けた身体障害者(以下「補助金交付決定者」という。)が第2条に規定する資格要件を欠いた場合又は訪問入浴サービスの実施が困難若しくは不適當となった場合は、第7条の規定により行った訪問入浴サービス費の補助決定を取り消し、東京都北区地域生活支援事業補助金交付決定取消通知書(東京都北区移動支援費補助事業実施要綱(平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号)別記第14号様式)により補助金交付決定者に通知するものとする。

(届出等)

第10条 補助金交付決定者及びその家族等は、入浴介助の実施に関する指示に従うとともに、次の各号に該当する場合は、身体障害者訪問入浴サービス変更届出書(別記第2号様式)により、区長に速やかに届け出るものとする。

- (1) 訪問入浴サービスを辞退しようとするとき。
- (2) 補助金交付決定者が住所を変更したとき。
- (3) 補助金交付決定者が入院又は施設に入所したとき。
- (4) 補助金交付決定者が死亡したとき。
- (5) その他補助金交付決定者が第2条に規定する資格要件を欠いたとき、又は訪問入浴サービスを受けることが困難又は不適當となったとき。

(基準額)

第11条 本事業を実施するに当たり、1回当たりの基準額は、区長が別に定める額とする。

(交付の条件)

第12条 区長は、第7条の規定による補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 区が指定した事業者（以下「事業者」という。）の訪問入浴サービスを利用すること。
- (2) 訪問入浴サービスを利用するに当たり、利用料金から区の補助額を差し引いた額を事業者に支払うこと。
- (3) 利用に当たり事業者に補助金の代理請求及び代理受領の委任をすること。

（補助金の請求）

第13条 利用の決定を受けた者にサービスを提供した事業者は、次に掲げる書類とともにサービス提供を行った月の翌月10日までに請求するものとする。

- (1) 東京都北区地域生活支援事業補助金請求書（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号）別記第9号様式）
- (2) 身体障害者訪問入浴サービス事業補助金明細書（別記第3号様式）

（決定の取消し）

第14条 補助金交付決定者及びその扶養義務者が、補助金の交付目的に反し訪問入浴サービスを利用した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第15条 区長は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（事業者の要件及び指定）

第16条 区長は、次の要件を備えた事業者を指定すること。

- (1) 訪問入浴サービスを提供するために必要な経済的基盤があること。
- (2) 訪問入浴サービス提供を健全かつ円滑に実行できること。
- (3) 訪問入浴サービス提供に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由のあるものでないこと。

- 2 区長は、事業者から東京都北区地域生活支援事業者指定申請書（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号）別記第1号様式）により申請を受け、その内容を審査し、東京都北区身体障害者訪問入浴サービス事業者指定決定（申請却下）通知書（別記第4号様式）により事業者に指定又は申請却下する。

（事業者によるサービスの実施）

第17条 事業者は、補助金交付決定者に対し、あらかじめ期日を通知した上訪問入浴サービスを実施することとし、併せて入浴又は清拭に関する指導助言を行うものとする。

- 2 清拭又は洗体等を行うに当たっては、あらかじめ健康状態等その適否を調査するものとする。
- 3 前項に規定する調査は、体温、血圧、脈拍その他の事項について、看護師又は保健師の資格を有する者により行うものとする。

（サービス提供の中止等）

第18条 事業者は、第16条第2項の規定による調査の結果、訪問入浴サービスを実施することが不相当と認められる場合は、訪問入浴サービスを中止し、又は実施期日を変更するものとする。

（サービスの内容及び方法）

第19条 事業者は、給湯装置のある巡回入浴車を派遣し、補助交付決定者の居室に浴槽を搬入した上、補助交付決定者の家族等と協力し、洗体、洗髪及び洗顔（以下「洗体等」という。）を行うものとする。ただし、洗体等の実施が困難又は不相当な場合には清拭を行うものとする。

- 2 事業者は、洗体等に当たっては、安全確保のため担架を用いることとし、その他健康管理又は事故防止のため室内温度、湯温、湯量の調整等必要な措置をとるものとする。

（サービス提供従事者）

第20条 家族等と協力して訪問入浴サービスに当たる者は、医師又は、理学療法士等により身体障害者に関する基礎知識、訪問入浴サービスの方法及び留意事項について講習を受けた者3名とし、このうち1名は看護師又は保健師の資格を有する者を充てるものとする。

(指定の取消し等)

第20条の2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事業者に係る第16条の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 事業者が、第16条第1項の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 事業者による費用の請求に関し不正があったとき。
- (3) 事業者が、対象者の人格を尊重せず、対象者のため忠実にその職務を遂行しないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が、訪問入浴サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、訪問入浴サービス事業の実施のため必要な事項は健康福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 北区身体障害者入浴介助事業実施要綱（平成18年2月17日区長決裁17北福福第906号）は、廃止する。
- 3 平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間は、第5条第2号及び第3号に規定する100分の90を100分の95に読み替える。

付 則（平成19年3月20日区長決裁18北福障第1561号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年8月31日区長決裁19北福障第2365号）
この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

付 則（平成21年3月19日区長決裁20北福障第4383号）
この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則（平成24年3月28日区長決裁23北福障第4847号）
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月6日区長決裁24北福障第4609号）
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月15日区長決裁30北福障第5355号）
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。